

氏名（本籍）	高安 和世（茨城県）
学位の種類	博士（児童学）
学位記番号	博甲第52号
学位授与年月日	令和4年3月15日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当 児童学研究科 児童学専攻
論文題目	児童養護施設における養育に関する研究 —アタッチメント理論を基盤として—
論文審査委員	主査 教授 北川 慶子 副査 教授 相良 順子 副査 教授 小野瀬 雅人

### 論文内容の要旨

#### 研究の目的

児童養護施設は、家庭環境に問題がある子どもが、社会的養育者である職員と共に生活する場である。また、退所後は社会で自立していけるように、それまでの関係の蓄積を基盤にパーマネントな関係を持続し、見守っていく役割を担っている。そのための理論としてアタッチメント理論を重視する。わが国の児童養護施設では、職員の担当期間の短さや担当児数の多さなどを起因とするアタッチメント形成の課題が顕在化している。児童養護施設における子どもと職員とのアタッチメント形成が子どもの自立のために必要であるという視点から、施設職員及び施設退所者に対するインタビュー調査を行い、施設職員の課題とその解決策を明らかにする。次いで、調査結果の分析及び先行研究を踏まえて、子どもが自立していくための児童養護施設における養育のあり方を提言する。

#### 研究の概要

研究1では、1950年代からのホスピタリズム論争が、わが国の養護施設（当時）においてアタッチメントを重視する好機であったにもかかわらず、施設養育の質を改善できなかった経過と要因を明らかにし、養育論の重要性を論じた。ホスピタリズム論争の本質は、子どもの健全な人格形成は特定の大人との緊密で継続した情緒的結びつきによってなされるという考え方を基盤にした養育論であったと考えられるが、施設養育か里親かの制度論、及び集团的養護か家庭的養護かの形態論になったために、わが国では、養育の質にま

で踏み込むことができなかつたことを明らかにした。

研究2では、現在、多方面に発展してきているアタッチメント研究の中から児童養護施設の養育に係る国外の先行研究を概観し、それらが代替養育にどのような示唆をもたらすかを考察した。特定のアタッチメント対象との信頼関係が子どもの自律性の獲得に至る重要な基盤になること、親と困難な関係を経験している子どもに対して子どもと大人の比率の低い環境のもとに個別性・一貫性・継続性のある養育を長期間行うことが安定したアタッチメントの形成に寄与すること、その際の重要な要素は敏感さ、応答性、情緒的利用可能性、洞察力であること、親から仲間との関係に依存性を移行した成人前期でさえ極端な重圧の下では親を求めることから、施設職員も施設退所者のアタッチメント対象であり続ける（パーマネンシー支援）必要があることが導き出された。

続いて、わが国の戦後から1980年代までの社会的養護において、アタッチメントという概念が、乳児院と児童養護施設では対照的な捉え方をされてきた経過を明らかにした。乳児院はホスピタリズム克服に取り組むためにアタッチメント形成を重要視し1960年代から担当保育者制を導入している。これに対して、養護施設でアタッチメントの問題が着目されるようになったのは、児童虐待の増加が顕在化し、児童虐待防止法が制定された2000年以降である。本研究では、児童虐待の顕在化以前からアタッチメント形成に重点を置く必要があったという視点から、児童養護施設におけるアタッチメント形成の課題を論じた。施設養育を受けているすべての子どもの特性に応じた個別的な支援を行える特定の職員と子どもとの関係を構築し、継続させていくことが重要であるとした。その際の課題の克服の方向性として、職員が子どもとの信頼関係を継続していこうとする自覚が必要であること、職員と子どもとの特定の関係性を施設全体の取り組みとすること、問題の抱え込みや孤立化を避けるため職員間のチームワーク、情報の共有が重要であることを論じた。

研究3では、児童養護施設において、子どもと職員とのアタッチメント形成が子どもの自立のために必要であるという視点から、子どもとのアタッチメント形成を成し得た職員の自立支援のプロセスを明らかにし、子どもと職員との関係がどのようにして深まっていくのかを検討するため、特定の子どものアタッチメント関係を形成できている職員に半構造化面接を行った。分析には、M-GTA（木下、2003）を用いた。その結果、20の概念と【関係性を深めるための土台づくり】【関係性が深まるかかわり】【協力体制づくり】【専門的な力量を磨く】【子どもの拠り所になる】の5カテゴリーが生成され、【子どもの拠り所になる】がコアカテゴリーとして検出された。【関係性を深めるための土台づくり】から【関係性が深まるかかわり】【子どもの拠り所になる】という支援のプロセスを捉えた。

研究4では、研究3の結果から、児童養護施設の子どもが職員との関係をどのように捉えているのかを明らかにするため、社会に適応し自立した生活を送っている施設退所者に半構造化面接を行い、M-GTAを用いた分析により退所者が自立していくプロセスを明らか

にした。その結果、30 の概念と【施設生活を体験する】【職員との関係を築く】【自立へ向かう】【社会に根ざした生活】【偏見を克服しようとする】【親と葛藤する】【家庭を持つ】【児童養護施設を拠り所にする】【過去を位置づける】の9 カテゴリーが生成され、【児童養護施設を拠り所にする】がコアカテゴリーとして検出された。

施設職員の自立支援のプロセスでは【子どもの拠り所になる】が、施設退所者が自立していくプロセスでは【児童養護施設を拠り所にする】が、主要なカテゴリーとされた。つまり、退所者の自立に重要であろう事柄と、職員の自立支援に重要であろう事柄が共通していることが明らかになった。研究3では、子どもと特定の職員との関係性を深めるための基盤である環境と日々の営みの積み重ねにより、子どもが施設を退所した後も職員が【子どもの拠り所になる】ことが示唆された。面接調査においては、普段から連絡を取り合っていないくても困ったときに助けを求めてくるという様子が語られた。これは、「恐れや不安が発動されている状態において自分が誰かから一貫して保護してもらえという信頼感」というアタッチメントの本質要件 (Goldberg et al, 1999) を満たしていると言える。

研究4の施設退所者が自立していくプロセスで、コアカテゴリーは、【児童養護施設を拠り所にする】であり、＜退所後に職員が心の拠り所になる＞＜児童養護施設を実家にする＞＜かつての職員の思いを理解する＞の3概念で構成される。面接調査において＜退所後に職員が心の拠り所になる＞では、在所中に職員と良好な信頼関係を築くことができれば、退所後も施設に頼ることができることを表わし、＜児童養護施設を実家にする＞では、職員の退職や生活を共にした子どもの退所などで関係が断絶するため、施設が退所者の実家として機能するのは、職員の継続就労が第一条件であり、＜かつての職員の思いを理解する＞では退所者が成長して理解できたことが施設を拠り所にする一因となる。また、【職員との関係を築く】と【自立へ向かう】の2 カテゴリー11概念が、自立していくプロセスの中で【児童養護施設を拠り所にする】を促進させ、【社会に根ざした生活】への自立支援となる。

研究5では、社会的養育の現況と課題について論じた。日本政府は2010年、国連子どもの権利委員会から、2009年国連で採択された「児童の代替養育に関する指針」(家庭での養育とパーマネンシー保障の原則を各国に求めるもの)を考慮するようとの勧告を受けて2016年に児童福祉法を改正した。この改正児童福祉法は、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実と共に家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば特別養子縁組や里親による養育等、永続的解決(法的なパーマネンシー保障)を推進することとした。この改正児童福祉法の理念の具現化を目指して、厚生労働省は2017年に「新しい社会的養育ビジョン」(新ビジョン)を発出した。家庭養育優先の理念が規定され、施設の小規模化、里親養育の推進、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を明確にし、具体的な数値目標を掲げた。30年以上据え置かれてきた職員配置の最低基準が漸く改善され、地域小規模児童養護施設や小規

模グループケアが予算上制度化され、施設の小規模化は推進された。しかし、それは国連の主張を受けての6年後の児童福祉法改正であり、その理念の具現化のための新ビジョンであるが、本論文では真のパーマネンシー保障につながるかどうかは疑問であると指摘した。特別養子縁組は法的なパーマネンシー保障ではあるが、必ずしも心理的なパーマネンシーの保障にはならず、研究3、4での施設職員や施設退所者の回答から、施設でも心理的なパーマネンシー保障が可能であると考えられる。さらに、養育論に基づかないまま小規模化した施設で発生する職員と子どもとの混乱や里親養育のリスクも明らかにした。

最後に、研究1～5までの総括と社会的養育のあり方への提言を行った。特に、研究3、4で生成された概念を、研究1、2で述べた先行研究から導き出された内容に沿って考察し、アタッチメント理論の先行研究で示唆された課題が、研究3、4の質的研究に反映されていることを論証した。子どもの最善の利益のために、保護者から離れ、親子関係を再構築ができない子どもたちが、社会的養育の場における特定の養育者とのアタッチメント関係を継続していけるような支援を行うことにより、施設退所者が【児童養護施設を拠り所にする】ことが可能になる。今後の社会的養育は、その養育の場における子どもと代替養育者とのパーマネントな関係性の樹立こそが自立支援であり、それを目指すべきであるということが、本研究の結果からの児童養護施設における養育のあり方への提言である。

## 博士論文審査の要旨

審査委員会は、「課程博士の学位論文審査等に関する内規」第 15 条に基づいて博士論文等の審査を下記のように実施した。

### 1. 公開試問

公開試問は令和 4 年 1 月 8 日(土)13 時 00 分～14 時 00 分、8 号館 6 階ゼミ 3・4 教室において実施された。博士論文の内容について発表後、その内容と関連事項について質疑応答が行われた。公開試問における発表は、博士論文としての学術レベルを満たすものであった。質疑に対する回答も的確であり、十分な学識を満たすものであった。

### 2. 審査委員会

審査委員会は、公開試問終了後、発表者の応答内容について審議した。その結果、審査委員会は全員一致で論文内容は学位論文として価値あるものと判断した。審査委員会は、この結果を児童学研究科委員会に報告することとした。

### 3. 博士論文の内容と成果

#### (1) 論文構成

本論文は、5 章、本文 200 頁、付録資料等 9 頁、図表 13 葉 (60 頁) から成る。

#### (2) 論文の内容と成果

本論文は、アタッチメント理論を踏まえて、児童養護施設における養育は、アタッチメントを基盤とする養育であるべきだということを、面接調査・分析により明らかにしようとする研究である。児童福祉施設におけるホスピタリズム論争がアタッチメント論からであるため、第 1 章では、日本のホスピタリズム論争の中におけるアタッチメント理論の位置づけを捉えた。第 2 章では、海外のアタッチメント理論の文献研究から児童養護施設へのその導入の必要性を探った。第 3 章では、施設職員及び退所者の面接調査の分析結果から、職員は「子どもの拠り所」、退所者は「施設を拠り所」という双方の継続的な繋がりを志向する結果を得た。第 4 章では「新しい社会的養育ビジョン」に明示されていないアタッチメント関係構築の可能性を第 3 章の調査結果から導き出した。第 5 章では、調査研究の結果ならびに上記分析の結果をもとに、社会的養育を行う施設職員の在り方について提言を試みた。以下は研究 1～5 による主な研究成果である。

- ①ホスピタリズム論争における養育環境、職員配置の改善のみならず、児童養護施設での職員・入所児のアタッチメント関係樹立の必要性、その可能性を文献研究により明らかにした。
- ②職員・退所者に対する面接調査から、職員・退所者ともに継続的な関係を志向している結果を得、自立支援には、職員・入所児間のアタッチメント関係が必要であることを示した。
- ③パーマネンシー保障 (新しい社会的養育ビジョン) は、児童養護施設においても、職員の養育理念、役割の継続性により、その可能性があることを導き出した。

### (3) 今後の課題

2011年より配置されることとなった心理療法担当職員（対児童 10:1）について、その役割を検討する必要がある。また、パーマネンシー保障は特別養子縁組・里親だけでなく、職員・児童間で構築したアタッチメント関係を通して児童養護施設においてもパーマネンシー保障ができること、パーマネンシー保障のための担当職員の継続的就業継続についての検討が必要である。

### 備考

社会学論叢, 日本大学社会学会 (2017), 社会学論叢, 日本大学社会学会 (2020), 聖徳大学児童学研究所紀要 (2017) に合計 3 点の本論文関連の原著論文を発表している。

## 試問の結果の要旨

審査委員会は、「課程博士の学位論文審査等に関する内規」第 15 条に基づいて博士論文等の審査を下記のとおり実施した。

### 1. 公開試問

公開試問は、令和 4 年 1 月 8 日（土）13 時～14 時、8 号館 6 階ゼミ 3・4 教室（オンライン併用）において実施された。

博士論文の内容について 40 分の発表後、内容及び関連事項について 20 分の質疑応答が行われた。

発表者は、いずれの質疑に対する回答も的確であり、十分な学識を満たすものであった。

公開試問における質疑の内容は、以下のとおりである。

- ・ 児童養護施設の職員が入所者とアタッチメントを樹立するために必要とされる専門性の獲得を検討することについて
- ・ 施設における養育の質的研究の意義について
- ・ アタッチメント研究の成果に基づく実証的研究の可能性について
- ・ 質的研究として、発達段階に対応した養育に配慮することの重要性について

### 2. 試問の結果

審査委員会は公開試問終了後、別室において博士論文の可否を審議した。その結果、試問担当者は、本論文が学位論文として価値あるものと判断し、全員一致で合格と認めた。